

令和7年1月から 堺市景観計画が変わります

(令和7年2月6日以降に着手するものが対象)



✓ 堺環濠都市地域で
中規模建築物の届出が必要に

✓ 市域全域で
外壁の色彩算定方法が変わります
届出等の様式も変わります



詳しくは

堺市 景観計画・条例

で検索

✓ 堺環濠都市地域（右図）の 中規模建築物が届出対象に加わります

<届出対象>

以下のいずれかに該当

- 高さ10mを超えるもの
- 延べ面積500㎡を超えるもの
- 地上4階建て以上

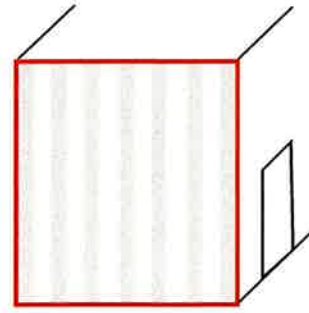
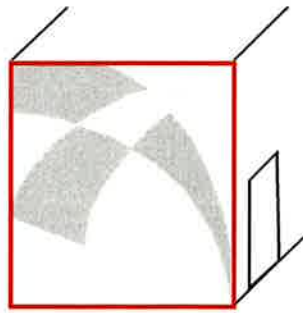
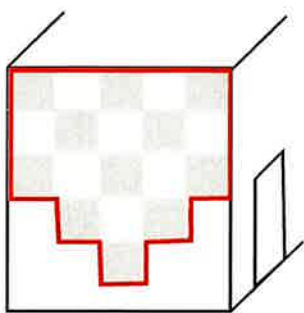
※新たに景観形成基準についても策定



✓ 【市域全域】 大規模建築物における外壁の色彩算定方法が変わります

<主な変更点>

- ベースカラーは見付面積の1/3以上とする
- 下記については外壁の色彩面積に算入する
カラーガラス手摺（2色以上を用いた場合） /
ステンカラー以外のルーバー手摺 / 石材や木材など自然素材 など
- 下図のようなデザイン面は赤枠内全体をアクセントカラーとみなす



上記記載内容の詳細 及び 景観形成基準の改定や
届出等の様式変更については、堺市ホームページで
ご確認ください

【問合せ先】堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室
TEL 072-228-7432

